

# 特定個人情報等の保護に関する方針

一般社団法人 新宿労働基準協会

一般社団法人 新宿労働基準協会（以下「新宿協会」という。）は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（番号法）及び関係法令等の趣旨を踏まえ、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報）、個人番号（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）（以下「特定個人情報等」という。）の性格と重要性を十分認識し、その有用性に配慮しつつ、特定個人情報等の保護に万全を期し、適正に取り扱うように努めています。

## 1 特定個人情報等の取得について

新宿協会は、適法かつ公正な手段によって、特定個人情報等を取得いたします。

## 2 特定個人情報等の利用について

- (1) 新宿協会が取得した特定個人情報等の内、個人情報については定款第4条（第4号を除く）に定める事業、特定個人情報については定款第4条第4号に定める「労働保険事務組合及び一人親方団体の事業」における必要な範囲に限り利用します。
- (2) 新宿協会は、特定個人情報等を第三者との間で共同利用し、又は、特定個人情報等の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

## 3 特定個人情報等の第三者提供について

新宿協会は、法令に定める場合を除き、特定個人情報等を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

## 4 特定個人情報等の管理について

- (1) 新宿協会は、特定個人情報等の正確性を保ち、これを安全に管理します。
- (2) 新宿協会は、特定個人情報等の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- (3) 新宿協会は、持出しや外部の送信等により特定個人情報等を漏えいさせません。

## 5 特定個人情報等の開示、訂正、利用停止及び消去について

新宿協会は、本人が自己の特定個人情報等について、開示、訂正、利用停止、消去を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、誠実に対応します。

## 6 組織・体制

- (1) 新宿協会は、特定個人情報等管理者を任命し、特定個人情報等の適正な管理を実施します。
- (2) 新宿協会は、専務理事が指名するものを事務取扱担当者とする。
- (3) 新宿協会は、役員及び職員に対し、特定個人情報等の保護及び適正な管理方法について研修を実施し、日常業務及び退職後における特定個人情報等の適正な取扱を徹底します。

平成27年 3月20日策定

平成27年10月08日改定

平成27年11月09日改定